いものも多く、

業務に支 音声ソフトに (スクリ

げる音声ソフト

しているが、

員がPCを使う際に画 要望が寄せられました。

面の文字を読み上

シリー

ダ

を活

対応してい

「ほぼ全盲の組合

今年3月、

ある加盟組合から電機連

答に

盟

組

合からの

## える化通信

## デジタル共生社会の実現に向け 情報アクセシビリティの確保を

デジタル化の進展は障がいのある人の様々な活動の拡がりが期待される一方で、情報アクセシビリティに 配慮されていないICT環境が利用の障壁ともなっています。すべての人がデジタル化の恩恵を受けられる よう環境整備に取り組むことが求められます。

電機連合 総合産業・社会政策部門

アクセシビリティが 障をきたして て法整備等を進めてほ られるよう国が率先し い」との内容でした。 いる。 情報 図

ります 困難な状況に追い込んでしまう実情が の障壁となり、 化\*が急速に進んでいる中、 ちの働く職場でもデジタル化やクラウド 王的な取り組みに委ねられています。 アクセシビリティの確保は、 のことで、ICT機器やサービス等の情報 アクセシビリティとは ティに配慮されていない環境 とりわけ障がいのある人を 「利用の 情報アクセシ 開発企業の しやすさ が 利用 私た あ 自

ケースもある。いため、クラウド化によりサービスが利用できなくなったいため、クラウド化によりサービスが利用できなくなったる方式への移行。自社内のシステムをカスタマイズできな ワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用す 自社内に機器を設置して運用してきたシステムから、ネッ

障がいを持つアメリカ人法

● リハビリテーション法 508条 ▶ 連邦政府が調味 + -

クセス可能とする 電気通信法255条

508条技術基準

義務を規定

連邦政府が調達するICT機器・サービスは障がい者がアクセス可能とする義務を規定

電機通信機器・サービスは障 がい者がアクセス可能とする

連邦政府が調達するICT機器・

サービスに関する技術基準

(ADA)

求める、 をベ 基準 E でに全面 間に関わらずアクセシビリティ 術基準です。 電気通信法で定められ、 準も示されています。 9 1 も示されました。 スに国内法を制 が2019年に成立し、 施行-欧州アクセシビリティ法 さらに欧州では公共調達、 しなければなり EU加盟国はEA また民間につい 定 公共調達と同じ ません 2025年 同時に技術 の 议 対応 (図表)。 ては

を 民 技

ĩ١

民間

日本 障害者基本法、 障害者差別解消法 改正法成立(2021年5 月) 民間事業者に合理的配 慮を義務化。 (参考) JISS0020規格 共用品・共用サービスについて、39のアクセシブルデザイン 規格(情報通信基金・ソフ

● 欧州アクセシビリティ法 (EAA) 加盟国ごとに異なっている製 品・サービスに関する<u>アクセシ</u> ビリティ要件を統一・義務化 2025年までにEU加盟国は国 内法を整備 欧州規格 EN 301 549 欧州におけるICT製品及びサービスの公的調査に適したアクセ

各加盟国が独自に法律等を規定

2010年平等法(イギリス)

シビリティ要件 トを含む)を集約

出所:総務省「デジタル活用共生社会実現会議・ICTアクセシビリティ確保部会」 資料を基に電機連合作成

図表 情報アクセシビリティ確保に関する外国と日本の法体系 米国 ΕU

改 矢正 八田わかる 子差 議別 | | 買に声を届る | 別解消法案 ゖ

別解消法の改正法案が提出され、 本では2021年通常国会に障害者 ようやく る 差

よう義務化されており、

そのための技術

メリカでは

公共調達するーCT機器 い者がアクセス可能となる

ビスは障が

諸外国では法整備が進められて

いま

ਰ੍ਹੇ サ

法整

備

が進むア

メリ

ń

るものなどです。 盛り込まれました。 にタブレット端 ノを設置することや、 機連合はこの法案審議にあたって矢 者を支援する合理的配慮の義務化 事業者に過重 しかし対応できていないソフトがあ 視覚障がい者が雇用の場で音声 日本の対策強化を求めまし 「障がい者の利便性向上につな してもらいました。 末 の な負担のない 例えば、 利用を事業者に求 意思を伝え合うため 加盟組合の要望を 店舗にスロー 「デジタル 範囲で障

ま

田わ

Α

いる。 質疑に反映. 回答は得られませんでしたが、 る」との答弁に留まり、 がる端末やサービスの開発助成を継続 政府からは 読み上げソフトを利用する機会が増えて 化が進み、 )助成策を注視していく必要があります。 障がい者の労働生産性を低下させて か子議員と連携し、 この課題に関する 今後の政

## ジタル共生社会につなげ的事象の改善を る

進める、 社会の実現に向けては、 行は公布から3年以内の予定です。 ことが不可欠です Ó 法案は2021年5月28日に成立 具体的 誰 事象に向き合い改善 人取り残さないデジタル共生 障がい者 してい 政府が 一人ひと Ţ 施

う引き続き求めていきます 定される基本方針への Ċ 府 が 機連合は2022年夏頃を目途に改 環 情 境の整 報アクセシ 正備に率 É 意見反映等 レリティ 先 7 ·に配慮-取 り組むよ を行